

「JR浦和電車区事件」控訴審棄却判決に対する抗議声明

本日6月5日、東京地裁は労働組合つぶしを狙い「組合員に組合脱退・会社退職を迫ったという強要罪」をデッチ上げた「JR浦和電車区事件」で2007年7月の第一審の「有罪判決」に続き、JR東労組・美世志会の仲間に対して控訴棄却という不当判決を出した。

私たちは労働組合としての職場活動・憲法28条で保障された団結権をも否定する今回の「判決」に対して怒りをもって抗議する。言うまでもなく「JR浦和電車区事件」「蒲郡駅事件」は、労働者の立場を貫き平和や人権・民主主義を守るために広範に労働者の連帯を求めて闘う私たちJR総連への「政治弾圧」であり、その裁判は「国策裁判」であるといえる。このことは起訴状と一審判決と二審判決の事実認定の内容が一致していないにもかかわらず、今回の「控訴棄却」を下したことから見てとれる。あらかじめ有罪判決ありきの反動判決であり断じて許せない。

美世志会とJR総連の全国の仲間は、5月7日から控訴審勝利をめざして全国40カ所でキャラバン行動を展開した。私たちも東海地区や大阪地区のキャラバンに参加し、多くの市民にえん罪の不当性を訴えながら、労働組合への弾圧に抗して闘う決意を新たにしてきた。「国会」の暴走を許してはならない。

私たちは。これからも美世志会の仲間の完全無罪・早期職場復帰をめざして断固闘う。

2009年6月5日
JR東海労新幹線関西地本